

一〇一 音田家覚書（抄）

（表紙欠）

（一七二七）

一、我等寄進致シ一宮鳥居之銘ニ享保十二年末九月吉日、願主音田九郎右衛門重政と有之候、

（一七二九）

一、一宮拝殿ハ享保十四年酉閏九月十日より取懸り十一月十九日ニ成就、惣入料拾四石壺升五合、銀九匁五分具書付此所ニ有、

（一七三二）

享保十六長江村蒲江改之事

一、二月廿七日上浅津幸四郎、大庄屋福庭孫左衛門方へ被参候て、此方へ立寄物語ニハ去冬松崎勝部や勘右衛門、吉田や利兵衛、上浅津六郎兵衛右三人より長江村戸崎より上浅津村浜田迄ノ間、御新田へ奉願、其願書之文句ニ高廿貳町之御年貢、三つ免ニて指上ケ、其後御新田追々ニ出来致させ、御見分之上ニて御年貢指上ケ可申と御願申候得ハ、則秋山半内様、人見左市右衛門様、北村市右衛門様宜敷御聞届御新田ニ被仰付候間、各よりも願書指上ケ被申候て可然と内意被申候よし、仍て早々願書相調、かます所持之面々、長江村より一通、上浅津より一通指上ケ申候、大庄屋長瀬兵左衛門ハ奥書加判甚いやかり被申候得共、孫左衛門ハすゝめ被申、早々両通共ニ両大庄や奥書加判候て鳥取へ指上ル（下略）、

一、小吟ノ本復祝イ延享四丁卯正月廿七日より同廿八日迄もちつき、村中五拾八軒配ル、呼請人数此所ニ有、他所もち配り書付有、他所廿壹軒、二口合七拾九軒有、呼人四拾人有、

(一七四八)

一、延享五年戊辰の春、殿様甲州之御普請御請取被遊候て、御用銀余計懸ル、我等分壹貫五百目、はなみ喜兵衛三百目、伊三郎分貳百五拾目壹所ニして以上貳貫五拾目、はいふきやせわやきにてかり遣ス、

女共、善左衛門西国順礼之事

(一七五〇)

一、寛延三かのへ午三月十一日ニ発足、五月四日ニ帰ル、日数六十二日也、女共八四十五才、善左衛門ハ十七才、藤二郎・平右衛門ハ三十才、作廻人ニハ長わた左二兵衛六十才也、旅銀は不殘金子ニ致、女共・善左衛門帯ニ入させ申候、壹貫四百三匁七分五厘、内五百拾壹匁八分八厘(銀ニ直シ)取歸ル、残る八百九

(ママ)

拾壹匁貳厘つかい申候、高野山へ滞留ニて、先祖之位牌ニ焼香致、朝熊へ参詣、和歌山等ニ参詣致、祭日ハ四月十七日のよし、みやけの配もん百三拾四軒有、

御郡中人数之事

一、貳千五百七十三人	灘辺七ヶ村
一、千三百貳人	舎人谷九ヶ村
一、九百五拾三人	東郷十ヶ村
一、千四百四拾三人	埴見郷八ヶ村
一、三千六百四十五人	羽合十ヶ村

一、千六百壹人

西郷十壹ヶ村

一、五千八百九人

山中

合 壹万七千三百廿六人

百三ヶ村

(一七五二)

寛延四閏六月廿三日鳥取仕立物

一、貳匁五分 夏はかま仕立ちん

一、七分 もじかたきぬ //

一、三匁 あさ上下 //

一、三分 こし抜代、但貳まい也

右ハ長和田佐吉より調くれ申候、

(一七五二)

一、長江村御水帳御書ハ宝曆貳壬申二月、理助庄や役ノ時也、筆者我等也、奥書判人ハ庄や理助、年寄治兵衛・茂左衛門、頭百姓市右衛門・七郎兵衛以上五人也、紙数百七拾壹枚也、然所ニ宝曆八年戊寅二月ハ御新法御条目御出之時、清右衛門存寄ハ、右之帳面右之判人有之候てハ、若シ御奉行様方御覧之時、可惡敷と被申候て、庄や彦三右衛門右之面々七郎兵衛替りニて、宇助以上五人被呼寄相談致シ、いつれも相談、尤武助も被呼寄、是も相談之上ニて、右判有之紙ヲ壹枚取り申候、然共上紙二百七拾壹枚と申事候、書直シハ不致候故、壹枚相違有之候、

(一七五八)

宝曆八戊寅二月廿五日三印

一、伊勢様より銀子御無心ニ付、田中誰右衛門様御出

(一七五七)

候、宝曆七丁丑十二月十六日晚、御家来貳人也、板尾へ御出御歸り懸ケニて一タ御留り、翌朝御歸、武

助へハみやけニ御笠、旦迄様和泉様之御筆布袋ノ懸
ケ物被遣、(下略)、

(一七二)

一、当国一宮大明神御神躰、享保六辛丑九月出来、再
しょうこん (一七八九)

莊嚴ハ寛政元己酉ノ六月致ス、仏師は倉吉西尾豊朝
也、御壺躰四拾匁宛ニて彩色致ス、但し銀札壺匁百
文替之節也、外式匁三分貳りん仏師並弟子共ニ貳

めしたきにん

人、一宮え逗留申飯焼人入用也、御壺体四日ツゝの
積ニて廿四日ニ致成就、六月二日より取懸り同廿五

せんぐう

日ニ相済也、御迁宮は閏六月十五日也、

壺

シタテルヒメノ

長江村傳七也

一御本社下照姫命

施主人

再莊嚴三代傳七也

二コトシロヌシノ

施主人

宮内村吉左衛門同村長兵衛

一事故主命

福永村太郎右衛門莊嚴も右三人

三タケミナガタノ

施主藤津村惣兵衛也再莊嚴

一健御名方命

同村喜助同村伊兵衛兩人也

四スクナヒコナノ

施主倉吉淀屋孫三郎

一少彦名命

再莊嚴同人四代孫幸次郎

五アメノワカヒコノ

施主長江村九郎右衛門再莊嚴孫ノ幸

一天稚彦命

三郎十六才之時也親弥十郎取作廻也

六 アジスキタカヒコネノ

施主弟茂右衛門莊嚴悻與七也

一味相高彦根命

施主書何も御神躰台座下二有也

右六躰莊嚴成就之上、仏師へ祝儀として氏子中より
三拾目遣ス、迂宮は惣氏子より致ス、御神躰建立、
辛丑より今己酉迄 六十九年二成、此時内陣玉殿初テ
建立、長江村庄左衛門同女房、同女房兄田後村多八
郎施主也、

一、長江・田後・長瀬・水下・久留・布河・下浅津・
上浅津八ヶ村御田地御用水大口懸り水、年々不自由
罷成候ニ付、年々種々御願申上候得共、西郷村々・
久米郡大塚村御新田障ニ相成申旨、内々申上候付一

(二七九四)

向御聞届不被為仰付候所、寛政六甲寅ノ夏前代未聞

かんばつ

之永旱魃にて及大渴水難儀、依之分水御奉行御出被
下候様御願申上候所、御下奉行太四郎と申仁御越被
成、色々御工面被下候得共、六月中旬より七月十三
日迄ハ水少も下り不申、上浅津并久留御新田、当村
当作六拾余町之内ニ只たなだ清水出四人尻之外、水
一滴も無之、稲葉枯殊之外見苦敷相成候所、七月十
三日ノ夕より同十四日迄大雨降り、夫より次第潤沢
宜候ニ付、無下ニ捨り候所も無之、相応之立毛ニ相
成候得共、存外こなし口不宜、迷惑致し候得共、御
検見等も御願不申上、御年貢上納仕候、

右ニ付八月初方、右八ヶ村庄屋中私宅え相招、私よ
り談候は、年々御用水難儀願村々より被致候得共、

西郷辺より相障申二付御聞届不被為仰付候間、今般相改、左之通ニ御歎申候は御評儀も可被為仰付哉ニ存候、其趣意ハ大塚堰え障り不申様、上井村下より羽合懸り御用水別井手ニ仕、尤ハッ屋前石鳩え大樋ヲ入、此所ニ新樋を上ケ大口捨り水を請ケ、右大樋ニて羽合井手え水を入候は水沢山ニ相成可申間、左候得は大塚御新田分水上井村新井手口ニて、相応ニ相分り候故、水之多少相応懸り可申間、此通ニ御願申上候は差テ障り申村々も有之間敷、御聞届も宜敷可有之旨申候所、何れも至極宜敷と被申候付、此儀決定致し兎角諸事私引請取斗呉候様相頼被申二付、則受込夫より長和田村宇右衛門并文吉・当村権兵衛右三人相談相手ニ相頼、則願書相調、大庄屋長瀬村戸崎市左衛門殿え差出取次被下候、此時当村庄屋は悴幸三郎行年廿一才也、田後村庄屋ハ次郎兵衛、長瀬村庄屋は彦次郎・同孫右衛門也、水下村庄屋は六左衛門、久留村庄屋は惣助、布河村庄屋ハ庄兵衛、下浅津庄屋ハ清左衛門、上浅津庄屋は六郎左衛門也、

此六郎左衛門儀、年々御新田御役人様方え出入仕候ニ付、御役人様方え手寄宜候ニ付、則右六郎左衛門を以御吟味役森唯七様、御郡奉行菅平太夫様、御新田方様え御内分歎申上候所、御吞込宜候、此年倉吉入口往古之御藏跡石土手御普請被為仰付、六月十九日より閏十一月迄三郡寄御丁場也、此所え御出浮之大奉行安田惣右衛門様・石谷嘉平次様え下見分被為仰付、九月十九日ニ右御兩人様願場所被遊御見分、是又御吞込宜ニ付、翌卯春御吟味役杉原甚右衛門

様、御普請御積り御役石原良助様、御新田方安田惣
右衛門様・上田九兵衛様、御下役園右衛門様、御普
請大奉行北尾嘉左衛門様、右様方二月十四日鳥府御
出立にて橋津え御止宿、翌十五日大塚堰より福庭前
大樋口、八ッ屋前石土手、小山ヶ鼻唐樋井荒手大口
堰迄悉被為御見分、久米郡大庄屋円谷村内海清右衛
門宅え御止宿にて、両郡役へ左之通被為仰付、難有
御請申上候、

一、只今迄ノ大塚堰ヲ貳拾間斗も上え上ヶ、両郡役請
合候上、致分水、以来論不致様、尤羽合之御田地障
りニ不相成様可致事、

一、福庭前樋ノ口は、東ノ口ヲ打西ノ口ヲ明ヶ、是又
以来水上より差障り致間敷事、

一、八ッ屋前石土手え大樋を入、大川ニ新堰を上ヶ可
被為□被為仰付候事、

一、小山ヶ鼻唐樋ノ元、荒年年々水洩、留り不申ニ
付、切石を以御直し可被為遣候事、

右之趣被為仰付、則御普請御奉行北尾嘉左衛門様御
普請被為遣候、右御普請出来書上写し此所ニ有、

一、右之通ニ被為仰付候所、八月廿七日より同廿九日
迄大雨洪水ニ付、右新塞井小山ヶ鼻唐樋不残流、小
山ヶ鼻大淵と相成り、依之又々御用水懸り之御普請
被為仰付、北尾嘉左衛門様九月十七日より御取懸り
被成候、右洪水因州大水にて御城下大変也、

(下略)

(この文書は、元帝塚山大学学長・故音田正巳の解説書に
よる)